

告 示 第 5 2 5 号

令和 7 年 4 月 1 0 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

使用済乾電池の運搬・処理業務委託契約に係る制限付き一般競争入札の実施及びこの入札に参加する者の資格について（公告）

使用済乾電池の運搬・処理業務委託契約に係る制限付き一般競争入札を実施するについて、この入札に参加する者に必要な資格を地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び第 1 6 7 条の 5 の 2 の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第 1 6 7 条の 5 第 2 項及び第 1 6 7 条の 6 第 1 項並びに鹿児島市契約規則（昭和 6 0 年規則第 2 5 号）第 3 条の規定により公告します。

なお、この契約に係る制限付き一般競争入札に参加する資格を得ようとする者は、下記の要領により入札参加資格審査申請書及び関係書類を提出してください。

記

1 入札に付する委託業務名等

(1) 業務名

使用済乾電池の運搬・処理業務委託

(2) 業務期間

令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(3) 業務概要

使用済乾電池を処理施設まで運搬し、処理施設において使用済乾電池に含まれる有害物質を無害化し、かつ、鉄、マンガン、亜鉛等の資源化を図り、適正な中間処理を行う。

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。なお、この業務を複数者で提携して行う場合にあっては、業務を提携する者（以下「構成員」という。）のうち、運搬業務を担当する構成員にあっては(1)から(9)までの資格要件を、処理業務を担当する構成員にあっては(1)から(12)までの資格要件（(9)を除く。）を満たす者であること。また、構成員は、複数の業務提携に加わることはできないものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納期の到来している鹿児島市税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) この公告の日（以下「公告日」という。）以後において、本市から契約に係る指名停止を受けている期間がない者であること。
- (5) この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (7) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条第1号から第3号までに定める基準に適合していること。
- (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可又は同法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可（取扱廃棄物の種類に金属くず及び汚泥を含むもの）を本市又は乾電池の処理施設の所在地において取得していること。
- (10) 廃棄物処理法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可を、乾電池の処理施設の所在地において取得していること。なお、当該施設の処理能力が1日当たり5トン以上である場合は、同法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の許可を取得していること。
- (11) 乾電池の処理において、有害物質を無害化し、かつ、鉄、マンガン、亜鉛等を資源化することができること。
- (12) 公告日前3年間に、国、県又は市等（広域連合を含む。）が発注する業務で、乾電池に係る処理又は資源化等業務の受託実績を有すること。

3 入札参加希望の申請方法等

(1) 提出書類等

この業務委託の入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。なお、所定の期日までに申請書等を提出した者で、入札参加資格があると認められたものでなければ、この入札に参加することができない。また、この業務を複数者で提携して行う場合は、イ及びクからタまでの書類にあつては構成員全員分を提出するものとし、ウからキまでの書類にあつては構成員が担当する業務に応じて

それぞれ該当する書類を提出すること。

ア 制限付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式あり）

イ 廃棄物処理法第7条第5項第4号に関する申告書（様式あり）

ウ 一般廃棄物収集運搬業の許可又は産業廃棄物収集運搬業の許可（取扱廃棄物の種類に金属くず及び汚泥を含むもの）を本市又は乾電池の処理施設の所在地において有することを証する書面の写し

エ 運搬車両調書（様式あり）

オ 一般廃棄物処理施設設置許可又は一般廃棄物処分業の許可を有することを証する書面の写し

カ 処理体制確認調書（様式あり）

キ 乾電池に係る処理又は資源化等業務の受託実績調書（様式あり）

ク 納税証明書及び滞納がないことの証明書

(ア) 鹿児島市の市税について未納の税額がないことの証明書（鹿児島市内に営業所等がない場合は提出不要）

(イ) 税務署発行の「消費税及び地方消費税」納税証明書（その3）

ケ 商業登記簿謄本（登記事項証明書）

コ 会社経歴書（営業の沿革）

サ 従業員名簿

シ 印鑑証明書（原本）

ス 使用印鑑届（実印以外の印鑑を使用する場合）（様式あり）

セ 資本関係又は人的関係のある法人に係る申告書（様式あり）

ソ 委任状（契約、請求、受領等の権限を委任する場合）（様式あり）

タ 業務を提携して運搬業務及び処理業務を行おうとする場合は、グループ協定書（様式あり）

(2) 申請書等の受付期間

公告日から令和7年4月16日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(3) 申請書等の受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(4) 申請書等の受付場所

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市環境局資源循環部資源政策課（みなと大通り別館4階）

(5) 申請書等の提出部数

各1部

(6) その他

ア 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書等は、返却しない。

ウ 申請書等の様式は、本市ホームページ (<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>) において入手することができる。

4 注意事項

(1) 申請書等は、公告日現在で作成すること。

(2) 申請書の印は、実印を押印すること。

(3) 鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登録された業者及び令和6年10月1日付け告示第1227号「業務委託等の契約に係る入札参加者の資格及び入札参加資格審査申請書の受付について（公示）」に基づき鹿児島市業務委託等入札参加資格審査申請を行った者は、3(1)のケ及びシの書類の提出を省略することができる。

(4) 証明書類は、印鑑証明書を除き、複写機による写しでもよい。なお、証明年月日は、申請書の提出日前3か月以内のもので、それぞれ発行官公署において定めた様式によるものを提出すること。ただし、納税証明書及び滞納がないことの証明書は、公告日以降に発行されたものを提出すること。

(5) 申請書等は、3(1)に記載の順に並べて提出すること（A4判ファイル等に綴じないこと。）。

5 入札参加資格の審査及び通知等

(1) 入札参加資格は、提出された書類等により審査し、その結果は令和7年4月18日（金）までに確認通知書により通知する。

(2) 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日から2日以内に市長に対して、入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。なお、説明を求める場合には、土曜日及び日曜日を除く3の受付時間及び受付場所に書面を直接持参して行わなければならない。

(3) (2)の説明を求められたときは、令和7年4月23日（水）までに書面により回答する。

6 仕様書等の閲覧及び質疑応答

(1) この業務委託の仕様書等は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

公告日から令和7年4月23日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 閲覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

ウ 閲覧場所

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市環境局資源循環部資源政策課（みなと大通り別館４階）

エ その他

仕様書等は、公告日から令和７年４月２３日（水）までの間、本市ホームページにおいても閲覧に供する。

- (2) 仕様書等に関して質問がある場合には、質問書（様式あり）に質問事項を記載し、電子メールで送付すること。なお、電子メールの受信確認は、送信者の責任において行うこと。

ア 受付期間

公告日から令和７年４月１４日（月）正午まで

イ 受付電子メールアドレス

shige-kanri@city.kagoshima.lg.jp

ウ 質問書様式交付場所

本市ホームページにおいて入手することができる。

- (3) (2)に対する回答は、令和７年４月１５日（火）午後５時１５分までに質問者に対して電子メールで行うとともに、本市ホームページにおいて閲覧に供する。

7 入札説明会

実施しない。

8 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和７年４月２３日（水）午後１時３０分

(2) 場所

鹿児島市山下町１１番１号

鹿児島市役所みなと大通り別館４階４０１会議室

- (3) 入札参加者は、入札前に入札参加資格を有することを証する５(1)の確認通知書の写しを担当職員に提示しなければならない。

9 入札方法

- (1) 入札書は、８に掲げる日時及び場所に直接持参し、入札執行者に提出すること。
- (2) この業務を複数者で提携して行う場合には、入札に参加する者は、処理業務を担当する者とする。
- (3) 入札金額は、１キログラム当たりの単価（運搬業務に係る経費と処理業務に係る経費の合計金額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見

積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を入札書に記載すること。

(4) 入札回数は、3回までとする。

10 入札保証金

鹿児島市契約規則第5条第3号の規定により免除する。

11 契約保証金

鹿児島市契約規則第26条第9号の規定により免除する。

12 最低制限価格

設定しない。

13 開札の方法

即時開札

14 入札の無効等

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者又は申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札

エ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

オ 2以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札

カ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

キ 再度入札において前回の入札の最低金額以上の金額による入札

ク 明らかに連合によると認められる入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。

(3) 初度又は再度の入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者は、当該契約に係るその後の再度の入札に参加することはできない。

(4) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。なお、同価入札をした者は、くじによる落札の決定においてくじを辞退することはできない。

(5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

1 5 落札者の決定方法

予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。

1 6 契約締結の申出期限等

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。

1 7 問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市環境局資源循環部資源政策課（みなと大通り別館4階）

電話 099-216-1288

ホームページ <https://www.city.kagoshima.lg.jp/>

電子メール shige-kanri@city.kagoshima.lg.jp